

第36回 労働安全コンサルタント試験
(産業安全関係法令)

201023
安全関係法令
1/6

受験番号	
------	--

問 1 安全管理体制について事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 常時 100 人の労働者を使用する清掃業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
- (2) 常時 50 人の労働者を使用する燃料小売業の事業場においては、安全委員会を設けなければならない。
- (3) 常時 30 人の労働者を使用するゴルフ場業の事業場においては、安全衛生推進者を選任しなければならない。
- (4) 常時 50 人の労働者を使用する鉱業の事業場においては、安全管理者を選任しなければならない。
- (5) 常時 1000 人の労働者を使用する銀行業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

問 2 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 一の場所において行う造船業の仕事の一部を請負人に請け負わせる特定元方事業者は、その場所において、その労働者及び関係請負人の労働者の数が常時 50 人以上で作業を行うときは、統括安全衛生責任者を選任しなければならない。
- (2) 自動車製造業の元方事業者は、統括安全衛生責任者を選任したときは、14 日以内に所轄労働基準監督署長にその旨を報告しなければならない。
- (3) 特定元方事業者が統括安全衛生責任者に統括管理させなければならない事項には、作業間の連絡及び調整を行うこと、関係請負人が行う労働者の安全のための教育に対する指導及び援助を行うことが含まれる。
- (4) 安全衛生責任者を選任すべき請負人は、安全衛生責任者を選任したときは、同一の場所において作業を行う統括安全衛生責任者を選任すべき特定元方事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。
- (5) 請負人が安全衛生責任者に行わせなければならない事項には、統括安全衛生責任者との連絡、当該請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合における当該他の請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整が含まれる。

問 3 機械による危険を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆い^{おほい}を設けなければならない。
- (2) 木材加工用帯のご盤のスパイクつき送りローラーには、その送りローラーに急停止装置が設けられているものを除き、送り側に接触予防装置又は覆いを設けなければならない。
- (3) プレス機械の金型の調整のためスライドを作動させるときは、寸動機構を有するものにあつては寸動により行わなければならない。
- (4) 遠心機械には、ふたを設けなければならない。
- (5) 側面を使用することを目的とする研削といし以外^{いし}の研削といしについては、その側面を使用してはならない。

問 4 荷役作業等における労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 一の荷でその重量が50キログラムのものを貨車に積む作業を行うとき、当該作業の指揮者を定めたが、その者に器具及び工具の点検を行わせなかった。
- (2) ふ頭の荷役作業を行う場所について、ふ頭の線に沿って通路を設けるとき、その幅を90センチメートルとし、かつ、この区域から固定の設備及び使用中の装置以外の障害物を取り除いた。
- (3) 床面からの高さが3メートルのはいについて、当該はいと隣接のはいとの間隔を、はいの下端において10センチメートルとした。
- (4) 船舶から荷を卸す作業を行うとき、当該作業を行うための照明設備を設け、150ルクスの照度を保持した。
- (5) クレーンを用いてベール包装により包装されている綿花の巻上げの作業を行うとき、作業者に、当該包装に用いられているロープにスリングのフックをかけさせた。

問 5 建設機械等による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) パワー・ショベルを用いて作業を行うときにあらかじめ定める作業計画は、その計画に示される事項に、パワー・ショベルによる作業の方法を含むものでなければならない。
- (2) ブル・ドーザーを用いて作業を行うときにあらかじめ定める作業計画は、その計画に示される事項に、ブル・ドーザーの運行経路を含むものでなければならない。
- (3) コンクリートポンプ車を用いて作業を行うときにあらかじめ定める作業計画は、その計画に示される事項に、使用するコンクリートポンプ車の種類及び能力を含むものでなければならない。
- (4) 高所作業車を用いて作業を行うときにあらかじめ定める作業計画は、その計画に示される事項に、高所作業車による道路上の走行の作業の方法を含むものでなければならない。
- (5) 建設工事の作業を行う場合において、ジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ、つり下げ等の作業を行うときにあらかじめ定める作業計画は、その計画に示される事項に、使用するジャッキ式つり上げ機械の崩壊及び倒壊を防止するための方法を含むものでなければならない。

問 6 墜落、飛来崩壊等による危険を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に安全带を使用させるときは、安全带及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。
- (2) 高さが2メートル以上の箇所で作業を行うときは、当該作業を安全に行うため必要な照度を保持しなければならない。
- (3) 不用の坑道には、さく、囲いその他通行しゃ断の設備を設けなければならない。
- (4) 地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除しなければならない。
- (5) 高層建築場で、その上方において他の労働者が作業を行っているところにおいて作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、監視人を置かなければならない。

問 7 爆発、火災等を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 内容積0.5立方メートルの乾燥設備による危険物の加熱乾燥の作業について、乾燥設備作業主任者を選任しなかった。
- (2) 化学設備を引き続き使用しなかった期間が14日間であったので、化学設備のふた板、フランジ、バルブ、コック等の状態の点検を、化学設備の使用の再開の際に行わなかった。
- (3) 化学設備の内部で清掃作業を行うとき、作業箇所に危険物が漏えいしないように、バルブを二重に閉止したが、これらのバルブの施錠が困難であったので施錠せず、バルブを開放してはならない旨の表示を行った。
- (4) ガス集合溶接装置を用いて金属の溶断の作業を開始するとき、当該装置の取扱いに従事する労働者ではなく、ガス溶接作業主任者にホース、吹管、ホースバンド等の器具の点検を行わせた。
- (5) 導火線による発破の点火の際、爆発しなかったので、10分経過したときに、労働者を火薬類の装てん箇所に接近させた。

問 8 高圧の電路を開路して、当該電路の点検等の電気工事の作業を行うとき、労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 電路を開路した後に、開路に用いた開閉器に、作業中、施錠はせずに、監視人を配置した。
- (2) 開路した電路が、電力ケーブルを有する電路で残留電荷による危険を生ずるおそれがあったので、残留電荷の放電は行わなかったが、残留電荷を有する旨の表示を行った。
- (3) 電路を開路した後に、検電器具により停電を確認し、かつ、短絡接地器具を用いて短絡接地した。
- (4) 当該作業に従事する労働者に対し、作業を行う期間、作業の内容並びに取り扱う電路及びこれに近接する電路の系統について周知させた。
- (5) 作業の指揮者を定めて、その者に、労働者にあらかじめ作業の方法及び順序を周知させ、かつ、作業を直接指揮することを行わせた。

問 9 ボイラー（小型ボイラーを除く。）及び第一種圧力容器の労働災害防止のため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) ボイラーに附設された、厚さ30ミリメートルの金属以外の不燃性の材料で被覆した金属製の煙突を木製の壁に穴を開けて、その煙突を木製の壁に接して設置した。
- (2) 本体を被覆していないボイラーを、検査及びそうじに支障がないので、ボイラーの外壁からボイラー室の壁、配管その他のボイラーの側部にある構造物までの距離が30センチメートルの位置に据え付けた。
- (3) 化学設備に係る内容積が0.8立方メートルの第一種圧力容器の取扱いの作業について、普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任した。
- (4) 伝熱面積が10平方メートルの温水ボイラーをボイラー技士免許を有しないボイラー取扱技能講習修了者に取り扱わせた。
- (5) ボイラーの過熱器用安全弁を、胴の安全弁より先に作動するように調整した。

問10 つり上げ荷重が3トン以上のクレーン又は移動式クレーンについて事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該移動式クレーンに、その移動式クレーン検査証を備え付けておかなければならない。
- (2) つり上げ装置にウインチを用い、巻過防止装置を具備しないクレーンについては、巻上げ用ワイヤロープに標識を付すること、警報装置を設けること等巻上げ用ワイヤロープの巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
- (3) クレーンに係る作業を行う場合であって、つりクランプ1個を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているときは、つり上げられている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。
- (4) 移動式クレーンにその定格荷重を超える荷重をかけて使用しようとするときは、あらかじめ移動式クレーン特例報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (5) 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの運転者及び玉掛けをする者が当該移動式クレーンの定格荷重を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じなければならない。

問11 特定元方事業者、機械等貸与者等の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生じる労働災害を防止するため、毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視しなければならない。
- (2) 機械等貸与者は、不整地運搬車を他の事業者に貸与するときは、この貸与を受ける事業者に対し、当該不整地運搬車の能力、特性その他使用上注意すべき事項を記載した書面を交付しなければならない。
- (3) メタノールを製造する化学設備の修理、清掃のため、当該設備の内部に立ち入る作業に係る仕事を他の者から請け負わないで注文している者は、メタノールの危険性及び有害性等必要な事項について記載した文書を作成し、これをその請負人に交付しなければならない。
- (4) 機械等貸与者から最大荷重1トンのフォークリフトの貸与を受けた者は、当該フォークリフトを操作する者がその使用する労働者でないときは、当該フォークリフトを操作する者がフォークリフト運転技能講習を修了した者であることを確認しなければならない。
- (5) つり上げ荷重2トンの移動式クレーンの貸与を受けた者は、当該移動式クレーンを操作する者がその使用する労働者でないときは、当該移動式クレーンを操作する者に対し、連絡、合図等の方法その他の事項について通知しなければならない。

問12 機械等の規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 事業者は、機体重量3トン以上のドラグ・ショベルで、型式検定合格標章が付されていないものは、譲渡し、貸与し、又は使用してはならない。
- × (2) 事業者は、研削盤について、定期に、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有する者又は厚生労働大臣若しくは都道府県労働局長の登録を受けた検査業者に特定自主検査を実施させなければならない。
- × (3) 厚生労働大臣は、型式検定に合格した型式のクレーンの過負荷防止装置であって、厚生労働大臣が定める規格を具備していないものを製造して譲渡した者に対し、当該過負荷防止装置の回収又は改善を図ることを命ずることができる。
- (4) 事業者は、厚生労働大臣が定める規格を具備した動力により駆動されるプレス機械であっても、光線式安全装置等の安全装置を具備しなければ、譲渡し、又は貸与してはならない。
- × (5) 事業者は、個別検定に合格した小型ボイラーの主要構造部分に変更を加えようとするときは、当該小型ボイラーの変更について、あらかじめ、所轄労働基準監督署長に変更届を提出しなければならない。

問13 労働者の就業に当たって事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 常時9人の労働者を使用する機械修理業の事業場において、新たに職務に就くこととなった職長に対し、作業方法の決定及び労働者の配置に関すること等必要な事項について、安全又は衛生のための職長等の教育を行わなければならない。
- (2) 研削といしの取替え時の試運転の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。
- (3) 最大積載荷重0.9トンの建設用リフトの運転の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。
- (4) ガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶断の作業を行うときは、ガス溶接技能講習を修了した者のうちからガス溶接作業主任者を選任しなければならない。
- (5) 制限荷重が5トンの揚貨装置の運転の業務に労働者を就かせるときは、揚貨装置運転士免許を受けた者を就かせなければならない。

問14 計画の届出等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。ただし、いずれの事業者も、労働基準監督署長による計画の届出の免除に係る認定を受けていないものとする。

- (1) 高さ32メートルの建築物の改造の仕事を行う建設業の事業者は、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- (2) 最大支間1000メートルのつり橋の建設の仕事を行う建設業の事業者は、その計画を当該仕事の開始の日の30日前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- (3) 事業者は、高さが10メートルの構造の足場を設置する場合であって、組立てから解体までの期間が60日未満のものは、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出なくてもよい。
- (4) 事業者は、つり上げ荷重2.9トンの移動式クレーンのワイヤロープの切断事故が発生した場合には、労働者が負傷していなくても、遅滞なく、事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (5) 事業者は、掘削の高さが30メートルの土石の採取のための掘削の作業を行う仕事の計画を作成するときは、当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、採石のための掘削作業主任者技能講習を修了した者を参画させなければならない。

問15 常時80人の労働者を使用し、動力プレスを15台有する金属製品製造業の事業場（プレス機械作業主任者を1人選任）から労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があった。安全診断の結果、事業場の状況は次のとおりであった。このうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 事業者は、安全衛生委員会を設置し、毎月1回以上開催するとともに、開催日の翌日から委員会における議事の概要を常時各作業場の見やすい場所に掲示していた。
- (2) 事業場の労働者は、臨時に動力プレスの安全装置を取り外し、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ、事業者の許可を受けていた。
- (3) 事業者は、各動力プレスの安全装置の切替えキースイッチを、それぞれの動力プレスを取り扱う労働者に貸与し、鍵のかかる個人のロッカーに保管させていた。
- (4) 事業者は、動力プレスについて、1年以内ごとに1回、一行程一停止機構、急停止機構及び非常停止装置の異常の有無その他必要な事項について、都道府県労働局長の登録を受けた検査業者による特定自主検査を実施し、その記録を過去10年分保存していた。
- (5) 事業者は、新たに液圧プレスを設置する工事の開始の日の2か月前に所轄労働基準監督署長に当該液圧プレスの安全措置の概要その他必要な事項を記した計画を届け出ていた。

(終り)